



おくやみ ハンドブック

ご遺族の皆様へ

ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

筑西市では、ご遺族の方が届出等をしなければならぬ市役所関係の手続きと、その他、一般的な手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。ご不明な点がございましたら、担当課窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

もくじ

1	「おくやみ手続支援窓口」のご案内	2
2	「おくやみ手続支援窓口」でお聞きする質問事項	3
3	各種手続きに必要となる主な持ち物	5
4	委任状	6
5	おくやみ手続チェックリスト	7
6	市役所で行う手続き	
6 - 1	戸籍・住民登録等に関する手続き	9
6 - 2	年金に関する手続き	11
6 - 3	葬祭費に関する手続き	12
6 - 4	障害福祉に関する手続き	12
6 - 5	子育てに関する手続き	16
6 - 6	高齢者サービスに関する手続き	19
6 - 7	介護保険に関する手続き	19
6 - 8	市税等に関する手続き	21
6 - 9	市営墓地・飼い犬に関する手続き	23
6 - 10	上下水道に関する手続き	24
6 - 11	農業集落排水に関する手続き	26
6 - 12	森林取得に関する手続き	27
6 - 13	市営住宅に関する手続き	28
6 - 14	農地に関する手続き	29
6 - 15	口座振替の解約・振替変更の手続き	30
7	市役所以外で行う手続き	31
8	相続	
8 - 1	相続に関する手続き	32
8 - 2	家系図（3親等内の親族）	34
8 - 3	故人の財産について	35
9	よくある質問	36
10	フロアマップ	39

1 「おくやみ手続支援窓口」のご案内

ご家族やご親族が亡くなられた後の市役所での手続きについて、ご遺族の負担を少しでも減らせるよう、手続きに必要な申請書等の作成をお手伝いする「おくやみ手続支援窓口」を開設しましたのでご利用ください。

受付時間	平日の午前8時30分から午後4時30分まで (木曜日の窓口延長時間や休日窓口ではご利用できません。)
受付場所	市役所本庁舎1階市民課
利用対象者	「死亡時に本市に住民登録があった方」のご遺族等 1. いくつかの質問にお答えいただき、市役所で必要な手続きを抽出し、手続案内表をお渡します。 2. 亡くなられた方やご遺族の氏名・生年月日・住所などの情報を印字した申請書をお渡します。 3. 手続案内表に基づき、各担当課で手続きを行っていただきます。
その他	※おくやみ手続支援窓口を利用せずに、直接各担当課や支所で手続きをすることも可能です。 ※各種手続きに必要な持ち物は、「6. 市役所で行う手続き」をご確認ください。 ※混雑状況によっては、お待ちいただく場合があります。 ※手続きによっては、一度で終わらない場合や、ご案内以外の手続きが必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。
問い合わせ	おくやみ手続支援窓口 0296-24-2101 (市民課) ※各種手続きに関する詳しい内容は、各担当課にお問い合わせください。 0296-24-2111 (代表)

2 「おくやみ手続支援窓口」でお聞きする質問事項

「おくやみ手続支援窓口」でお聞きする質問事項は、次のとおりです。

※事前にご確認のうえ来庁いただきますと、手続きがスムーズに行えます。

設問 1			
①	生前に年金に加入していた、または年金を受給していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
②	病院に出す保険証の種類は何でしたか	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> その他	
③	市内に固定資産（土地、建物）を所有していましたか。または、相続人代表者として固定資産税を納税していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
④	軽自動車、バイク、農耕車を所有していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はいを選択⇒
⑤	市の介護サービスを利用していましたか。または申請中ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
⑥	亡くなられた方の年齢を教えてください	<input type="checkbox"/> ①65歳以上 <input type="checkbox"/> ②20歳～64歳 <input type="checkbox"/> ③16歳～19歳 <input type="checkbox"/> ④18歳以下	③又は④を選択⇒
			④を選択⇒
⑦	養育しているお子さんはいましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はいを選択⇒
⑧	上水道の名義人でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
⑨	下水道を使用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
⑩	農業集落排水施設を使用していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はいを選択⇒
⑪	市営住宅に居住していましたか	<input type="checkbox"/> 故人名義で居住 <input type="checkbox"/> 同居者名義で居住 <input type="checkbox"/> 居住していない	
⑫	市税が課税されていましたが (市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はいを選択⇒
			いいえを選択⇒
⑬	市営墓地の使用許可を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	いいえを選択⇒
⑭	犬を飼っていましたか(犬の所有者でしたか)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
⑮	障がい福祉関連の手続や手当を受けていましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

設問2

設問3

原付バイク、125cc以下のバイク、 農耕車等を所有していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
児童扶養手当の対象者でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
児童手当の対象者でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
お子さんは児童手当の対象者ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はいを選択⇒	故人は児童手当の受給者でしたか。 それとも受給者の配偶者でしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
お子さんは児童扶養手当の対象者ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
お子さんは小学生～中学生ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はいを選択⇒	故人は交通事故によりお亡くなり になりましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
同居所に保育園又は幼稚園に通われているお子さんはいますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
お子さんは障がい福祉関連の手当を受けていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
使用名義人は故人ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	はいを選択⇒	故人はひとり世帯ですか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
市税を口座振替によって納付していましたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
次の料金等の口座振替をしていましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
1. 介護保険料 4. 私立保育所保育料 7. 農業集落排水処理施設使用料	2. 後期高齢者医療保険料 5. 明野幼稚園給食費・バス代 8. 公共下水事業受益者負担金	3. 認定こども園せきじょう 副食費・バス代 6. 市営住宅使用料・駐車場使用料 9. 上下水道料金		
市営墓地への埋蔵を希望されますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			

3 各種手続きに必要な主な持ちもの

ご家族やご親族が亡くなられた後の手続きに必要な主な持ちものをご紹介します。

以下のうち、該当するものがあればご持参ください。

なお、各種手続きに必要な詳しい持ちものについては、9 ページ以降の「6. 市役所で行う手続き」をご確認ください。

ご遺族のもの

- 認印（届出人、相続人代表、喪主）
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ※写真付きのもの
 - マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
 - ※写真付きのものがない場合は下記から2点
 - 被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳など
- 預貯金通帳（相続人代表、喪主）
- 税金の引き落とし等の口座を変更する場合は預貯金通帳と銀行印

亡くなられた方のもの

- 年金手帳及び年金証書（お持ちの方のみ）
- マイナンバーカード
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主のお名前が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- その他、筑西市から交付された証書類

【来庁者が代理人の場合】

※年金手続きや戸籍・住民票に関する証明書の請求等には、委任状が必要です。

※委任状については、次ページをコピーして使用してください。なお、代理人（窓口に来る人）の本人確認書類も併せてお持ちください。

4 委任状

委任状

(あて先) 筑西市長
茨城県後期高齢者医療広域連合長

※コピーしてお使いください
※消せるボールペン使用不可

代理人 (窓口に来る方)	住 所			
	氏 名			
	生年月日	大・昭・平	年 月 日	
	電話番号		委任者との 関係	

※代理人の方は、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）をお持ちください。

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

委任者 (代理人に手続き を依頼する方)	住 所			
	氏 名	①		
	生年月日	大・昭・平	年 月 日	
	電話番号			

◆委任事項（該当箇所に チェックを入れてください。）

<p>_____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍証明書の交付請求及び受領の権限</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し等の交付請求及び受領の権限</p> <p><input type="checkbox"/> 住民異動届の届出に関する権限</p> <p><input type="checkbox"/> 年金の死亡に関する手続きの権限</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険税(料)の還付並びに高額介護サービス費の支給、その他の申請等の手続き及び受領の権限</p> <p><input type="checkbox"/> 未納の市税等の納付に関する権限</p> <p><input type="checkbox"/> _____ に関する権限</p>

- ・委任状は必ず委任する本人が、**すべて自分で書いて押印**してください。
※代理人による記入は認められません。
- ・委任状は原本を提出してください。
- ・要件を満たしていないものは委任状として認められない場合があります。
- ・代理人は「**請求の理由（使う方・目的・提出先）**」を委任者に確認した上で請求してください。

受付印

--

原本保管：市民課

5 おくやみ手続チェックリスト

(1) 市役所で行う手続き

No.	手続き	対象者	ページ
1	戸籍・住民登録等	<input type="checkbox"/> 死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行を希望する方 <input type="checkbox"/> 死亡届の写しの交付を希望する方 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（市民カード）をお持ちの方 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードをお持ちの方 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードをお持ちの方	P9
2	年金	<input type="checkbox"/> 国民年金の加入者 <input type="checkbox"/> 国民年金の受給者	P11
3	葬祭費	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の被保険者（74歳以下） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険の被保険者	P12
4	障害福祉	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 療育手帳をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当の受給者 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当の対象児童 <input type="checkbox"/> 在宅心身障害児福祉手当の受給者 <input type="checkbox"/> 在宅心身障害児福祉手当の対象児童 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の受給者 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の対象児童 <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済の加入者 <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済の対象心身障害者	P12
5	子育て	<input type="checkbox"/> 児童手当の対象者 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の対象者 <input type="checkbox"/> 児童手当の受給者または受給者の配偶者 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給者 <input type="checkbox"/> 交通遺児学資金の対象者 <input type="checkbox"/> 保育施設や幼稚園などに入所している児童の保護者または配偶者、世帯員 <input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定を受けている児童の保護者 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯の方	P16
6	高齢者サービス	<input type="checkbox"/> 電話機に緊急通報装置を設置していた方	P19
7	介護保険	<input type="checkbox"/> 第1号被保険者（65歳以上）の方または第2号被保険者（40歳以上65歳未満）で介護サービスを利用していた方 <input type="checkbox"/> 基準額以上の介護サービス費を支払いしていた方 <input type="checkbox"/> 要介護認定申請中の方	P19

No.	手続き	対象者	ページ
8	市税等	<input type="checkbox"/> 市税に未納のある方 <input type="checkbox"/> 市税などの口座振替納付を利用していた方 <input type="checkbox"/> 固定資産（土地・建物）の所有者または固定資産税を納税していた相続人代表 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車・農耕車等の所有者 <input type="checkbox"/> 未登記家屋の所有者	P21
9	市営墓地・飼い犬	<input type="checkbox"/> 市営墓地の使用許可を受ける方、受けていた方 <input type="checkbox"/> 遺骨を市営墓地に埋蔵する方 <input type="checkbox"/> 飼い犬の所有者	P23
10	上下水道	<input type="checkbox"/> 給水装置の名義人 <input type="checkbox"/> 下水道の使用名義人 <input type="checkbox"/> 下水道受益者負担金を納付中または徴収猶予中の方	P24
11	農業集落排水	<input type="checkbox"/> 農業集落排水施設の使用名義人（ひとり世帯の方） <input type="checkbox"/> 農業集落排水施設の使用名義人（ご家族のいる方） <input type="checkbox"/> 農業集落排水施設の使用人（使用名義人のご家族）	P26
12	森林取得	<input type="checkbox"/> 森林の土地所有者	P27
13	市営住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅名義人 <input type="checkbox"/> 市営住宅同居人	P28
14	農地	<input type="checkbox"/> 農地を相続した方	P29
15	口座振替	<input type="checkbox"/> 口座振替を解約・振替変更する方	P30

(2) 市役所以外で行う手続き

No.	手続き	対象者	ページ
1	各種手続き	<input type="checkbox"/> 125cc 超のバイク、三輪・四輪の軽自動車、普通自動車等の廃車・名義変更をする方 <input type="checkbox"/> 土地・登記済家屋の名義変更をする方 <input type="checkbox"/> 農業者年金の加入者、受給者 <input type="checkbox"/> 運転免許証をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 電気料金の名義人 <input type="checkbox"/> ガス料金の名義人 <input type="checkbox"/> NHKの名義人 <input type="checkbox"/> 固定電話・携帯電話の名義人 <input type="checkbox"/> クレジットカードの解約をする方 <input type="checkbox"/> 死亡保険金を請求する方 <input type="checkbox"/> 口座凍結を解除する方 <input type="checkbox"/> その他利用サービスの名義人	P31

(3) 相続に関する手続き

No.	手続き	対象者	ページ
1	相続に関する手続き	<input type="checkbox"/> 相続に関する各種手続き（相続に関する調査・遺言書に関する手続き等）をする方	P32

6 市役所で行う手続き

(支) の手続きは、各支所でも可能です。(川島出張所を除く)

関城支所：0296-37-6111 明野支所：0296-52-1111 協和支所：0296-57-2511

(出) の手続きは、川島出張所 (0296-28-0217) でも可能です。

6-1 戸籍・住民登録等に関する手続き

(1) 死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行 (支) (出)

死亡届の提出後、約1週間で発行可能となります。

手続・必要なもの	請求できる人
【必要なもの】 <input type="checkbox"/> 申請者の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など) <input type="checkbox"/> 手数料 【請求するための要件】 <input type="checkbox"/> 筑西市に本籍があること ※交付申請書に本籍の地番・筆頭者氏名を正しく記入することが必要ですので、確認した上で請求してください。 ※死亡届が筑西市以外の市区町村に提出された場合は戸籍謄本等の反映に時間を要することがあります。	・配偶者、直系尊属または直系卑属 ・上記の方からの委任状がある方 お問い合わせ先 市民課 窓口グループ 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101

(2) 死亡診断書 (死亡届) の写しの交付 (支) (出)

死亡届の写しは特別な事由がある場合に限り、請求の事由を明らかにして交付請求することができます。

手続・必要なもの	請求できる人
【必要なもの】 <input type="checkbox"/> 利害関係人であることが確認できる書類等 <input type="checkbox"/> 保険証書等 <input type="checkbox"/> 申請者の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など) <input type="checkbox"/> 手数料 ※請求する人が死亡届出人以外の場合には、続柄を証明できる戸籍等が必要な場合があります。 【請求するための要件】 <input type="checkbox"/> 筑西市に本籍があること <input type="checkbox"/> 特別な事由があること ◇平成19年9月30日以前に契約した受取合計金額が100万円を超える郵便局の簡易保険請求 ◇国民年金、厚生年金または共済組合の遺族年金の請求 ◇労働災害遺族補償年金の請求 ◇その他特別の事由、法令、先例等で認められている場合	・利害関係人 (保険受取人等) で、かつ親族の方 ・上記の方からの委任状がある方 お問い合わせ先 市民課 窓口グループ 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101 ※筑西市に死亡届を提出した下記の方はお問い合わせください。 ・本籍が筑西市以外の方 ・外国籍の方 期限 本籍が筑西市の方は死亡届提出日の翌月20日頃まで ※それ以降は水戸地方務局下妻支局での請求になります。

(3) 亡くなられた方の住民票（除票）の写しの交付（支）（出）

死亡に伴う手続きや官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。

手続・必要なもの	請求できる人
<p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>申請者の身分証明書 （マイナンバーカード・運転免許証など） <input type="checkbox"/>手数料 <input type="checkbox"/>利害関係人であることが確認できる書類等 <input type="checkbox"/>保険証書等 <p>※死亡届が筑西市以外の市区町村に提出された場合は、住民票の反映に時間を要することがあります。</p> <p>※亡くなられた方の住民票（除票）には、マイナンバーの記載はできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の利害関係人 （保険受取人等） ・上記の方からの委任状がある方
	お問い合わせ先
	<p>市民課 窓口グループ 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101</p>

(4) 印鑑登録証（市民カード）の返還（支）（出）

手続・必要なもの	お問い合わせ先
<p>亡くなられた日をもって使えなくなりますので、返還の必要はありません。 不要であれば廃棄してください。</p>	<p>市民課 窓口グループ 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101</p>

(5) マイナンバーカード・住民基本台帳カードの返還（支）（出）

手続・必要なもの	お問い合わせ先
<p>亡くなられた日をもって使えなくなりますので、返還の必要はありません。 不要であれば廃棄してください。 ※おくやみ手続支援窓口で、申請書作成のために使用する場合があります。</p>	<p>市民課 窓口グループ 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101</p>

6-2 年金に関する手続き

(1) 年金受給中（受給前）に亡くなられた場合（支）

- ※年金受給中の方が亡くなられた時にまだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち亡くなられた月分までの年金については、未支給年金として、その方と生計を同じくしていた一定範囲の遺族が受け取ることができます。また、受給していた年金の種類や遺族の状況によっては、別の手続きが可能な場合があります。
- ※年金受給中の方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として「受給権者死亡届（報告書）」の提出を省略できます。また、未支給年金の請求を行う場合は、この届出も兼ねていますので、改めてこの届出を行う必要はありません。
- ※年金受給前に亡くなられた場合であっても要件を満たしていれば、一定範囲の遺族が遺族基礎年金等を請求できることがあります。
- ※一部の手続きについては、市役所で行うことができないため、年金事務所での手続きをご案内させていただきます場合があります。

手続・必要なもの	届出人
<p>※手続きの内容によって必要なものが異なりますので、お問い合わせください。</p> <p>（例）老齢基礎年金のみを受給していた方が亡くなられた場合の未支給年金の手続きに必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄（抄）本（請求者の戸籍謄（抄）本で亡くなられた方との続柄が確認できない場合は、併せて関係が確認できる戸籍謄（抄）本） <input type="checkbox"/> 請求者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカードなど） <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者が住民票上の住所を異にする場合は「生計同一関係に関する申立書」 	<p><未支給年金の請求者の順位と範囲> 年金を受けていた方が亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他3親等内の親族</p>
	<p>お問い合わせ先</p> <p>市民課 窓口グループ 市役所本庁舎1階⑤番窓口 ☎0296-24-2101</p>
	<p>期限</p> <p>※未支給年金の請求等：請求権の消滅時効は起算日から2年又は5年（請求内容により異なります。）</p> <p>※受給権者死亡届（報告書）：国民年金の場合は死亡日から14日以内 個人番号収録者は原則不要</p>

6-3 葬祭費に関する手続き

(1) 国民健康保険の被保険者（74歳以下）が亡くなられた場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 国民健康保険葬祭費請求書 <input type="checkbox"/> 葬祭の執行が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 喪主名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	喪主
	お問い合わせ先 医療保険課 国保グループ 市役所本庁舎1階⑥番窓口 ☎0296-24-2103

(2) 後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなられた場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①後期高齢者医療葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 葬祭の執行が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 喪主名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険被保険者証 <input type="checkbox"/> ②後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書 兼 後期高齢者医療給付受領申請書 <input type="checkbox"/> 相続人代表者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険被保険者証	①喪主 ②相続人
	お問い合わせ先 医療保険課 医療福祉グループ 市役所本庁舎1階⑦番窓口 ☎0296-24-2103

6-4 障害福祉に関する手続き

(1) 身体障害者・精神障害者保健福祉・療育のいずれかの手帳の交付を受けていた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①手帳の返還（身体・精神・療育） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳 <input type="checkbox"/> ②療育手帳返還届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳	どなたでも可
	お問い合わせ先 障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105
	期限 ①②速やかに

(2) 特別障害者手当の受給者が亡くなった場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ① 特別障害者手当等 受給資格者死亡届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> ② 未支給手当支給請求書 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 未支払分の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> ③ 特別障害者手当等受給資格者住所氏名変更届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> ④ 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印	配偶者や子などの親族 ※申請はどなたでも可 お問い合わせ先 障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105
	期限
	①②③④速やかに

(3) 障害児福祉手当の対象児童が亡くなった場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ① 特別障害者手当等 受給資格者死亡届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> ② 未支給手当支給請求書 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 未支払分の振込先口座の通帳	新たに受給者になる方 ※申請はどなたでも可 お問い合わせ先 障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105
	期限
	①②速やかに

(4) 在宅心身障害児福祉手当の受給者が亡くなった場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ① 在宅心身障害児福祉手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> ② 在宅心身障害児福祉手当変更届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 新たな受給者の通帳 <input type="checkbox"/> 障害児の手帳	新たに受給者になる方 ※申請はどなたでも可 お問い合わせ先 障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105
	期限
	①②速やかに

(5) 在宅心身障害児福祉手当の対象児童が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 在宅心身障害児福祉手当等受給資格喪失届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印	対象児童の保護者 ※申請はどなたでも可
	お問い合わせ先
	障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105
	期限
	速やかに

(6) 特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①特別児童扶養手当受給者死亡届・未支払手当請求書 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ②特別児童扶養手当認定請求書 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 新たな受給者の通帳	新たに受給者になる方 ※申請はどなたでも可
	お問い合わせ先
	障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105
	期限
	①②受給者が亡くなった月と同月内

(7) 特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印	受給者 ※申請はどなたでも可
	お問い合わせ先
	障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105
	期限
	速やかに

(8) 心身障害者扶養共済の心身障害者の方が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 氏名が変更されている場合は戸籍抄本 <input type="checkbox"/> ① 弔慰金給付請求書（年金受給前） <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 心身障害者の認印 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 心身障害者の氏名が削除された住民票（死亡日が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 氏名が変更されている場合は戸籍抄本 <input type="checkbox"/> ② 死亡・重度障害届書（年金受給中） <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 心身障害者の氏名が削除された住民票（死亡日が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 氏名が変更されている場合は戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 未支払分年金の振込先口座の通帳	親族 ※申請はどなたでも可 お問い合わせ先 障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105 期限 ①②亡くなられた月と同月内

(9) 心身障害者扶養共済の加入者が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ① 死亡・重度障害届書 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 加入者の氏名が削除された住民票（死亡日が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 氏名が変更されている場合は戸籍抄本 <input type="checkbox"/> ② 年金給付請求書 <input type="checkbox"/> 心身障害者もしくは年金管理者の認印 <input type="checkbox"/> 死亡診断書（市民課に提出したものの写し） <input type="checkbox"/> 加入者の氏名が削除された住民票（死亡日が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 障害者及び年金管理者の住民票 <input type="checkbox"/> 氏名が変更されている場合は戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 障害者または年金管理者の通帳 <input type="checkbox"/> 加入証書（原本） <input type="checkbox"/> ③ 年金管理者変更届書 <input type="checkbox"/> 心身障害者もしくは年金管理者の印鑑 <input type="checkbox"/> 年金管理者の住民票 <input type="checkbox"/> 心身障害者と年金管理者の関係を証明する戸籍 <input type="checkbox"/> 年金管理者の通帳	心身障害者又は年金管理者 ※申請はどなたでも可 お問い合わせ先 障がい福祉課 更生支援グループ 市役所本庁舎1階⑧番窓口 ☎0296-24-2105 期限 ①②③亡くなられた月と同月内

6-5 子育てに関する手続き

(1) 児童手当の対象児童が亡くなった場合（支）

対象児童全員が亡くなった場合は受給事由消滅届、対象児童の人数が減った場合は額改定届が必要です。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①児童手当・特例給付受給事由消滅届 <input type="checkbox"/> ②児童手当・特例給付額改定届	受給者
	お問い合わせ先
	こども課 子育て支援グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	①②死亡した翌日から15日以内

(2) 児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合

対象児童全員が亡くなった場合は資格喪失届、対象児童の人数が減った場合は額改定届が必要です。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①児童扶養手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ②児童扶養手当額改定届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	受給者
	お問い合わせ先
	こども課 子育て支援グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	①②死亡した翌日から14日以内

(3) 児童手当の受給者が亡くなった場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①未支払児童手当請求書 <input type="checkbox"/> 児童手当対象児童名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> ②児童手当・特例給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 新たな受給者のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 新たな受給者名義の振込先口座の通帳	①対象児童 ※申請は受給者の配偶者
	②配偶者
	お問い合わせ先
	こども課 子育て支援グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	①②死亡した翌日から15日以内

(4) 児童手当の受給者の配偶者が亡くなられた場合 (支)

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 児童手当・特例給付個人番号変更等申出書	受給者
	お問い合わせ先
	こども課 子育て支援グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	死亡した翌日から15日以内

(5) 児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 未支払児童扶養手当請求書 <input type="checkbox"/> 年長児童名義の振込先口座の通帳	親族
	お問い合わせ先
	こども課 子育て支援グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	死亡した翌日から14日以内

(6) 小・中学生の父・母もしくはその双方が交通事故で亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 交通遺児学資金支給申請書 <input type="checkbox"/> 養育者の認印 <input type="checkbox"/> 被災状況の分かるもの <input type="checkbox"/> 養育者名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 養育者の戸籍抄本 (養育者の本籍が筑西市でない場合)	子どもを養育している方
	お問い合わせ先
	こども課 子育て支援グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	なし

(7) 保育施設や幼稚園などに入所している児童の保護者または配偶者、世帯員が亡くなられた場合(支)

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 届出事項変更届 <input type="checkbox"/> 支給認定証	保護者 ※届出はどなたでも可
	お問い合わせ先
	こども課 保育グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	速やかに ※変更は届出のあった翌日から適用 されます

(8) 施設等利用給付認定を受けている児童の保護者が亡くなられた場合(支)

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更届 <input type="checkbox"/> 支給認定証	保護者 ※届出はどなたでも可
	お問い合わせ先
	こども課 保育グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	速やかに ※変更は届出のあった翌日から適用 されます

(9) ひとり親世帯となった場合

父または母が亡くなったことにより、ひとり親世帯となった場合は、児童扶養手当を受けることができます。ただし、世帯の所得や年金受給状況等により、該当にならない場合があります。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当認定請求書 <input type="checkbox"/> 届出人と対象児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 届出人・対象児童・扶養義務者分のマイナンバー <input type="checkbox"/> 届出人名義の振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 年金手帳と健康保険証	申請者本人
	お問い合わせ先
	こども課 子育て支援グループ 市役所本庁舎1階⑩番窓口 ☎0296-24-2104
	期限
	なし

6-6 高齢者サービスに関する手続き

(1) 電話機に緊急通報装置を設置していた方が亡くなられた場合

貸与している機器は市で委託している業者が撤去します。工事の際は、家の鍵を開けられる方に立ち会いをお願いします。

お問い合わせ先

高齢福祉課 高齢者支援グループ
市役所本庁舎2階2番窓口
☎0296-22-0526

6-7 介護保険に関する手続き

(1) 65歳以上または2号被保険者で、介護サービス利用者が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 保険証等の返還 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の負担割合証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の負担限度額証	どなたでも可
	お問い合わせ先
	介護保険課 介護保険グループ 市役所本庁舎2階④番窓口 ☎0296-22-0528
	期限
	なし

(2) 基準額以上の介護サービス費を支払いしていた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 高額介護サービス費の振り込み先口座変更届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 変更する振込先口座の通帳 <input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)	親族
	お問い合わせ先
	介護保険課 介護保険グループ 市役所本庁舎2階④番窓口 ☎0296-22-0528
	期限
	なし

(3) 介護サービス費用の返還及び還付が発生する場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 介護関係書類の送付先変更願 <input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)	親族
	お問い合わせ先
	介護保険課 介護保険グループ 介護認定グループ 市役所本庁舎2階④番窓口 ☎0296-22-0528
	期限
	なし

(4) 要介護認定申請中の場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 介護保険要介護(要支援)認定申請取下げ書	親族
	お問い合わせ先
	介護保険課 介護認定グループ 市役所本庁舎2階④番窓口 ☎0296-22-0528
	期限
	なし

6-8 市税等に関する手続き

(1) 市税に未納のある方が亡くなられた場合

亡くなられた方の税金も遺産相続のうちに含まれます。未納税金の確認、また相続放棄をした場合は手続きが必要です。

手続・必要なもの	届出人
【未納税金の確認】 <input type="checkbox"/> 相続人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など) <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 (同一世帯である場合は不要) 【相続放棄をした場合】 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書	相続人 (相続人以外の方が届出する場合は委任状が必要)
	お問い合わせ先
	収税課 収税グループ 市役所本庁舎2階⑦番窓口 ☎0296-24-2316
	期限 なし

(2) 市税などの口座振替納付を利用されていた場合 (支) (出)

亡くなられた方名義の口座が凍結された場合、市税の口座振替の解約手続きが必要です。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 市税等口座振替依頼書兼解約届 <input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方宛ての納税通知書 (無くても申請可) <input type="checkbox"/> 口座振替を利用していた銀行口座の通帳 (無くても申請可)	どなたでも可
	お問い合わせ先
	収税課 管理グループ 市役所本庁舎2階⑦番窓口 ☎0296-24-2316
	期限 なし

(3) 原動機付自転車、125cc以下のバイク、農耕車等の所有者が亡くなった場合（支）

廃車や名義変更の手続きが必要です。

※普通自動車、125cc超のバイク、三輪、四輪の軽自動車の手続きは市役所では扱えません。
(P31をご覧ください。)

手続・必要なもの	届出人
<p>(廃車)</p> <p><input type="checkbox"/> ①軽自動車税廃車申告書兼標識返納書</p> <p><input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方のナンバープレート</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の標識交付証明書 (無くても申請可)</p> <p>(名義変更) 上記廃車手続きに加え</p> <p><input type="checkbox"/> ②軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)</p> <p><input type="checkbox"/> 新たな所有者の委任状 (届出人と新たな所有者が同居親族でない場合)</p>	<p>①廃車 どなたでも可</p> <p>②名義変更 新たな所有者本人または同居親族(それ以外の場合は委任状が必要)</p> <p>※①の手続きで交付される証明書を②の申請時に提示する場合は、どなたでも可</p>
	お問い合わせ先
	<p>市民税課 市民税グループ 市役所本庁舎2階⑧-1番窓口 ☎0296-24-2113</p>
	期限
	<p>①亡くなってから30日以内 ②新たな所有者となってから15日以内</p>

(4) 固定資産(土地・建物)の所有者、または相続人代表者として固定資産税を納税していた方が亡くなった場合(支)(出)

手続・必要なもの	届出人
<p><input type="checkbox"/> 固定資産現所有者申告書・相続人代表者指定届</p>	<p>現所有者・相続人代表者 ※申請はどなたでも可</p>
	お問い合わせ先
	<p>資産税課 資産税グループ 市役所本庁舎2階⑧-2番窓口 ☎0296-22-0527</p>
	期限
	<p>亡くなった日の翌日から3か月以内</p>

(5) 未登記家屋の所有者が亡くなった場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 固定資産家屋課税台帳名義変更申請書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書及び相続関係説明図の写し、 または相続人全員の署名された承諾書	新所有者 ※申請はどなたでも可
	お問い合わせ先
	資産税課 資産税グループ 市役所本庁舎2階⑧-2番窓口 ☎0296-22-0527
	期限
	12月31日

6-9 市営墓地・飼い犬に関する手続き

(1) 市営墓地の使用許可を受けていた方が亡くなった場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 墓地使用权承継届出書（場合により、承継申請書） <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 承継しようとする方の住民票の写し （本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 現在の墓地使用者と承継しようとする方との続柄 を証する戸籍の謄本若しくは抄本又は現在の墓地 使用者から祭祀を主宰すべき地位を承継した者で あることを証する書類 <input type="checkbox"/> 承継事由を証する書類 <input type="checkbox"/> 場合により、この他の書類が必要となることが ございます	市営墓地を承継しようとする方
	お問い合わせ先
	環境課 生活環境グループ 市役所本庁舎2階⑩番窓口 ☎0296-24-2130
	期限
	速やかに

(2) 市営墓地の使用許可を受ける場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 墓地使用許可申請書 <input type="checkbox"/> 申請者の認印 <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し （本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 場合により、この他の書類が必要となることが ございます	市営墓地の使用許可を受けようとする方
	お問い合わせ先
	環境課 生活環境グループ 市役所本庁舎2階⑩番窓口 ☎0296-24-2130
	期限
	なし

(3) 遺骨を市営墓地に埋蔵する場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①墓地内工事施工届（甲・乙） <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 工事施工者の押印 <input type="checkbox"/> 工事の内容を明らかにする書類、図面（寸法が記載されているもの） <input type="checkbox"/> ②市営墓地埋蔵届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印 <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 埋火葬許可証 （火葬を行った日時が記入され、管理者印が押印されたもの）	市営墓地の使用者
	お問い合わせ先
	環境課 生活環境グループ 市役所本庁舎2階⑩番窓口 ☎0296-24-2130
	期限
	①墓碑等の施工前 ②埋蔵する前

(4) 飼い犬の所有者が亡くなった場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 犬の所有者住所等変更届	新たな所有者
	お問い合わせ先
	環境課 生活環境グループ 市役所本庁舎2階⑩番窓口 ☎0296-24-2130
	期限
	30日以内

6-10 上下水道に関する手続き**(1) 給水装置の名義人が亡くなった場合**

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 給水装置所有者等変更届出書 <input type="checkbox"/> 届出人の認印	新たな所有者 ※申請はどなたでも可
	お問い合わせ先
	水道課 業務グループ 市役所本庁舎3階⑪番窓口 ☎0296-22-0501
	期限
	速やかに

(2) 下水道の使用名義人等が亡くなられた場合

下水道使用名義人や下水道使用料の積算根拠が世帯人数となっている下記の世帯の方が亡くなられた場合は届出が必要。

- ・井戸水または簡易水道のみを使用
- ・市の水道と井戸水または簡易水道を併用

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 使用水・世帯人員変更届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印	新たな使用者 ※申請はどなたでも可
	お問い合わせ先
	下水道課 業務グループ 管理グループ 市役所本庁舎3階⑨番窓口 ☎0296-22-0503
	期限
	速やかに

(3) 下水道受益者負担金を納付中または徴収猶予中の方が亡くなられた場合

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 公共下水道事業受益者変更届出書 <input type="checkbox"/> 届出人の認印	新たな受益者 ※申請はどなたでも可
	お問い合わせ先
	下水道課 業務グループ 管理グループ 市役所本庁舎3階⑨番窓口 ☎0296-22-0503
	期限
	速やかに

6-11 農業集落排水に関する手続き

使用名義人とは、農業集落排水を使用している世帯の代表者（原則、世帯主）又は農業集落排水区域内において事業を営み、農業集落排水を使用している事業主のことです。

農業集落排水の使用料は、使用名義人の他、農業集落排水を使用している住宅に居住している方や、農業集落排水を使用している事業所の従業員等の人数によって算定されます。

(1) 農業集落排水施設の使用名義人（ひとり世帯の方）が亡くなられた場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①農業集落排水施設使用者・排水設備所有者変更届 <input type="checkbox"/> ②排水設備使用開始（再開・休止・廃止）届 <input type="checkbox"/> 届出人の認印	<p>原則、新たな使用名義人ですが、ご家族などでも可能です。 ※持参するのは、どなたでも可能です。</p>
	お問い合わせ先
	<p>農業集落排水課 業務管理グループ 市役所本庁舎3階⑩番窓口 ☎0296-20-1163</p>
	期限
	<p>①②速やかに ※変更は、届出のあった月の翌月から適用されます。</p>

(2) 農業集落排水施設の使用名義人（ご家族のいる方）が亡くなられた場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①農業集落排水施設使用者・排水設備所有者変更届 <input type="checkbox"/> ②使用人員変更届	<p>原則、新たな使用名義人ですが、ご家族などでも可能です。 ※持参するのは、どなたでも可能です。</p>
	お問い合わせ先
	<p>農業集落排水課 業務管理グループ 市役所本庁舎3階⑩番窓口 ☎0296-20-1163</p>
	期限
	<p>①②速やかに ※変更は、届出のあった月の翌月から適用されます。</p>

(3) 農業集落排水施設の利用者（使用名義人のご家族）が亡くなられた場合（支）

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 使用人員変更届	原則、使用名義人ですが、ご家族などでも可能です。 ※持参するのは、どなたでも可能です。
	お問い合わせ先
	農業集落排水課 業務管理グループ 市役所本庁舎3階⑩番窓口 ☎0296-20-1163
	期限
速やかに ※変更は、届出のあった月の翌月から適用されます。	

6-12 森林取得に関する手続き**(1) 売買や相続などで森林の土地を新たに取得した場合**

森林や山林を相続された方で、森林法に基づく地域森林計画の対象森林の所有者となった場合に手続きが必要となります。届出は相続登記の完了後となります。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 取得した森林の位置図 <input type="checkbox"/> 取得した森林の取得の原因を証明する書面 （登記事項証明書、遺産分割協議書等）	森林や山林を相続された方
	お問い合わせ先
	農政課 産地振興グループ 市役所本庁舎3階⑦番窓口 ☎0296-20-1161
	期限
所有者となった日から90日以内	

6-13 市営住宅に関する手続き

(1) 市営住宅の名義人が亡くなり、同居者が引き続き居住する場合

市営住宅の名義人が亡くなり、同居者が名義を引き継ぐ場合は、名義の変更(承継)の手続きが必要です。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> ①市営住宅承継承認申請書 <input type="checkbox"/> 世帯全員の戸籍謄本及び住民票の写し <input type="checkbox"/> 承継入居する家族で16歳以上の方(高校生は除く)全員の課税・所得証明書又は非課税証明書 <input type="checkbox"/> 世帯全員の健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 世帯全員の市税の納税証明書 <input type="checkbox"/> ②誓約書 <input type="checkbox"/> 新名義人の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の課税・所得証明書又は非課税証明書 <input type="checkbox"/> 新名義人の登録印押印 <input type="checkbox"/> 新連帯保証人の登録印押印 <input type="checkbox"/> ③市営住宅同居者異動届 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(当該住宅に入居している世帯員全員のもの) ※市営住宅の承継には、承認基準があります。	新たに名義人となる方
	お問い合わせ先
	建築課 建築住宅グループ 市役所本庁舎3階③番窓口 ☎0296-20-1177
	期限
	①名義人が亡くなった日から15日以内 ②名義人が亡くなった日から15日以内 ③名義人が亡くなった日から30日以内

(2) 市営住宅の名義人が亡くなり、同居者全員が退去する場合または同居者がいない場合

市営住宅を退去する場合は、届出が必要です。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 市営住宅返還届	同居者、相続人等
	お問い合わせ先
	建築課 建築住宅グループ 市役所本庁舎3階③番窓口 ☎0296-20-1177
	期限
	返還しようとする日の15日前までに

(3) 市営住宅名義人の同居者が亡くなり、引き続き居住する場合

市営住宅の同居者が亡くなった場合は、届出が必要です。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 市営住宅同居者異動届 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（当該住宅に入居している世帯全員のもの）	市営住宅の名義人
	お問い合わせ先
	建築課 建築住宅グループ 市役所本庁舎3階③番窓口 ☎0296-20-1177
	期限
	同居者が亡くなった日から30日以内

(4) 市営住宅名義人の同居者が亡くなり、退去する場合

市営住宅を退去する場合は、届出が必要です。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 市営住宅返還届	市営住宅の名義人
	お問い合わせ先
	建築課 建築住宅グループ 市役所本庁舎3階③番窓口 ☎0296-20-1177
	期限
	返還しようとする日の15日前までに

6-14 農地に関する手続き**(1) 農地を相続された場合**

届出は、相続登記の完了後となります。

手続・必要なもの	届出人
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出 <input type="checkbox"/> 相続された方の認印 <input type="checkbox"/> 相続が確認できる書類の写し （登記簿謄本や遺産分割協議書など）	農地を相続された方
	お問い合わせ先
	農地調整課 庶務調整グループ 市役所本庁舎3階⑩番窓口 ☎0296-20-1167
	期限
	権利の取得を知った日からおおむね10か月以内

6-15 口座振替の解約・振替変更の手続き

亡くなられた方が市税等の口座振替をしていた場合、解約・振替変更の手続き等が必要となります。該当するいずれかの担当課で「市税等口座振替依頼書兼解約届」を受け取り、その場で記入するか、後日、記入して各金融機関または各担当課に提出してください。

※申請様式「市税等口座振替依頼書兼解約届」は、市内の各金融機関にも置いてあります。

No.	納付金の内容	担当課	手続きに必要なもの	提出先
1	市・県民税	収税課 ☎0296-24-2316	①通帳 ②金融機関 届出印	各金融機関 または 各担当課
2	固定資産税・都市計画税			
3	軽自動車税			
4	国民健康保険税			
5	介護保険料(65歳以上)	介護保険課 ☎0296-22-0528		
6	後期高齢者医療保険料	医療保険課 ☎0296-24-2103		
7	(認定こども園)せきじょう使用料 ・副食費・バス代	こども課 ☎0296-24-2104		
8	私立保育所保育料(市外公立含む)			
9	明野幼稚園給食費・バス代	明野幼稚園 ☎0296-52-0147		
10	市営住宅使用料・駐車場使用料	建築課 ☎0296-20-1177		
11	上下水道料金	水道課 ☎0296-22-0501		
12	公共下水道事業受益者負担金	下水道課 ☎0296-22-0503		
13	農業集落排水処理施設使用料	農業集落排水課 ☎0296-20-1163		

7 市役所以外で行う手続き

	項目	期日	手続窓口
<input type="checkbox"/>	普通自動車・125cc超のバイク等の廃車・名義変更	(廃車) 亡くなられてから30日以内 (名義変更)	茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2018
<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車等の廃車・名義変更	新たな所有者となってから15日以内	軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所 ☎050-3816-3106
<input type="checkbox"/>	土地・登記済家屋の名義変更		水戸地方法務局筑西出張所 ☎0296-22-3495
<input type="checkbox"/>	農業者年金 (市役所からご遺族へ通知がされます)	早めに	北つくば農業協同組合 ☎0296-25-6612
<input type="checkbox"/>	運転免許証返納		筑西警察署 ☎0296-24-0110
<input type="checkbox"/>	電気料金の名義変更・解約		電力供給会社
<input type="checkbox"/>	ガス料金の名義変更・解約		各事業所
<input type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK
<input type="checkbox"/>	固定電話・携帯電話解約		各電話・携帯電話会社
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社
<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求		加入されていた生命保険会社または代理店
<input type="checkbox"/>	口座凍結の解除		各金融機関等
<input type="checkbox"/>	その他利用サービスの名義変更・解約 (新聞、定期購読物、オンラインサービスなど)		各社

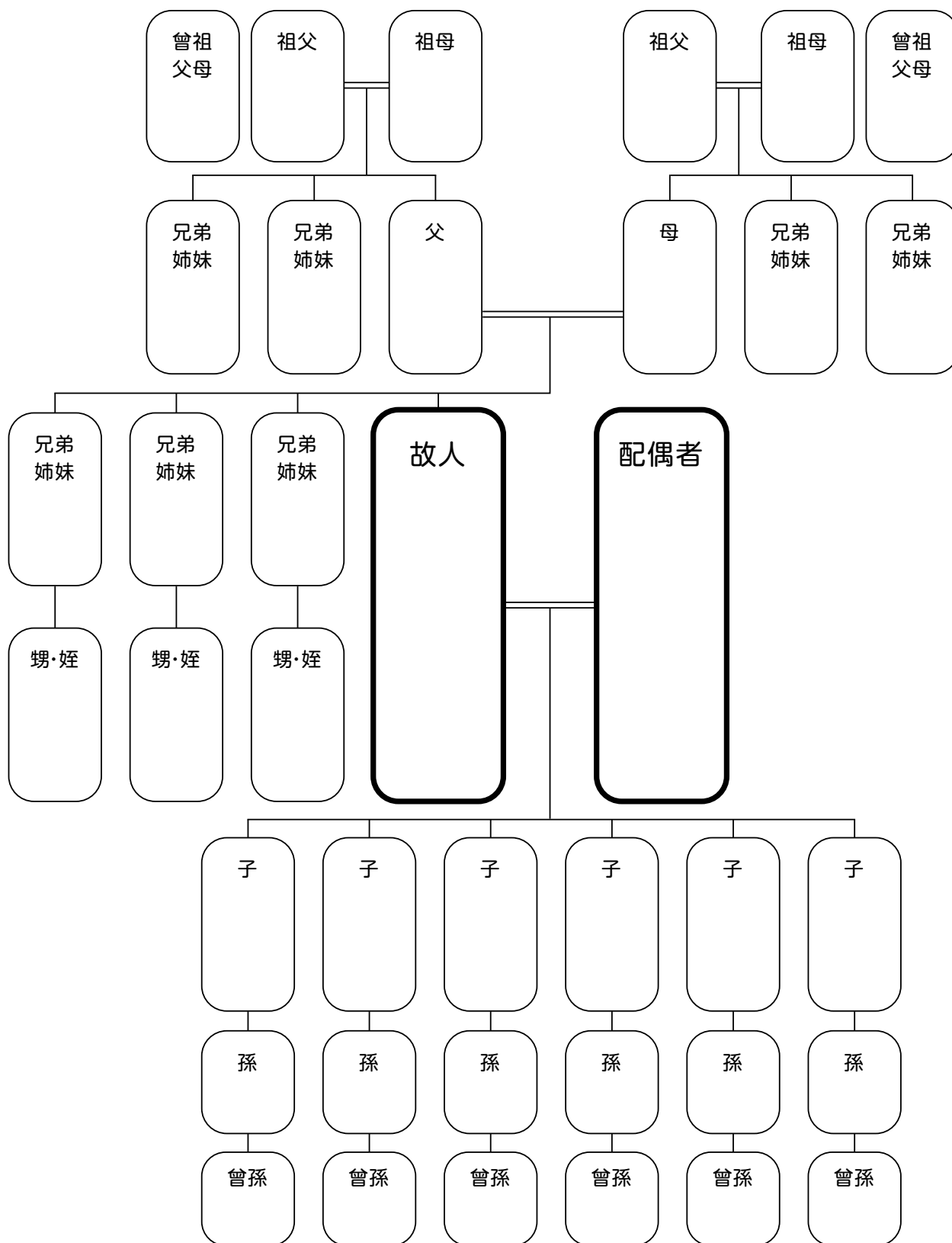
8 相続

8-1 相続に関する手続き

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		<p>自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。</p> <p>【問い合わせ先】 水戸地方法務局 下妻支局 ☎0296-43-3935 下館公証役場 ☎0296-24-9460</p>
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。 【問い合わせ先】 水戸家庭裁判所 下妻支部 ☎0296-43-7193
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることが出来ます。 【問い合わせ先】 資産税課 資産税グループ ☎0296-22-0527
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	<p>被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。</p> <p>【問い合わせ先】 水戸家庭裁判所 下妻支部 ☎0296-43-7193</p>
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	<p>被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。</p> <p>【問い合わせ先】 下館税務署 ☎0296-24-2121</p>
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	<p>各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数</p> <p>【問い合わせ先】 下館税務署 ☎0296-24-2121</p>
<input type="checkbox"/>	土地・登記済家屋の名義変更	取得を知った日から3年以内	<p>令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。</p> <p>相続によって不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。</p> <p>※令和6年4月1日以前に相続が開始していたケースについても令和9年3月31日までに登記を申請しなければなりません。</p> <p>【問い合わせ先】 水戸地方法務局 筑西出張所 ☎0296-22-3495</p>

8-2 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらおう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

8-3 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

9 よくある質問

Q1 年金を受給していた者が死亡したとき、未だ支払われていない年金（未支給年金）は、誰でも受け取ることができるのですか。

A1 年金は受給権者が亡くなった月分まで支払われます。受給権者が死亡し、支払を受けなかった年金があるときには、未支給年金として請求していただくこととなりますが、その未支給年金について受け取ることができる方の範囲および順位は次のとおりです。先順位の方がいる場合は、後順位の方は請求することができません。
受給権者が亡くなった当時、受給権者と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族

お問い合わせ先

市民課 市役所本庁舎1階⑤番窓口 ☎0296-24-2101

Q2 未支給年金の請求や受給権者死亡届（報告書）の提出が遅れるとどうなりますか。

A2 提出が遅れ、年金を多く受け取りすぎた場合は、後で日本年金機構に過払い分をお返しいただくこととなります。年金を受けている方が亡くなったときは、すみやかにご提出ください。なお、年金受給権者死亡届は日本年金機構に個人番号が収録されている方については原則不要です。また、遺族が未支給年金の請求をされた場合でも、亡くなった受給者の口座を解約されていないと、亡くなった受給者の口座に年金が入金される場合があります。口座の解約等については、金融機関に相談してください。

お問い合わせ先

市民課 市役所本庁舎1階⑤番窓口 ☎0296-24-2101

Q3 死亡の記載がされた戸籍謄本等はいつ交付してもらえますか？

A3 死亡届提出後、約1週間で交付可能となります。
筑西市以外に届出された場合は、さらにお待ちいただくこととなります。

【請求できる方】

- 直系（父母、祖父母、子、孫）及び配偶者
- 上記の方からの委任状のある方

【必要な要件】

- 筑西市に本籍があること
- 本籍の地番、筆頭者氏名が正しく書けること

※筑西市の戸籍で関係性を確認できない場合、続柄を証明できる戸籍等が必要な場合があります。

お問い合わせ先

市民課 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101

Q4 死亡診断書（死亡届）の写しがほしいのですが、交付してもらえますか？

↓

A4 死亡届の記載事項証明書という証明書で交付可能となります。
ただし、下記の事項に該当するものに限り交付ができます。

■ 郵便局の簡易保険請求

（平成 19 年 9 月 30 日以前に契約したもので請求合計金額が 100 万円を超えるもの）

■ 国民年金の遺族年金請求

■ 厚生年金の遺族年金請求

■ 共済年金の遺族共済年金の請求

■ 労働災害遺族補償年金の請求

■ その他特別の事由、法令、先例等で認められているもの

※請求時に必要なもの等についてはQ5をご参照ください。

お問い合わせ先

市民課 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101

Q5 死亡診断書（死亡届）の写しは誰でも交付してもらえますか？また、請求する時に必要なものは何ですか？

↓

A5 【請求できる方】

○利害関係人（保険受取人等）で、かつ親族（六親等内の血族・配偶者・三親等内の姻族）の方

○上記の方から委任状のある方

※利害関係人であっても親族でない場合は、請求できません。

【必要なもの】

○保険受取人・遺族年金受給者等の氏名、本籍、筆頭者

○請求事由（Q4をご確認ください）

○保険証書等（原本）

○申請者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

○手数料

※請求する人が死亡届出人以外の場合には、続柄を証明できる戸籍等が必要な場合があります。

お問い合わせ先

市民課 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101

Q6 死亡診断書（死亡届）の写しはどこに請求すればよいですか？

↓

A6 筑西市に死亡届を提出した方で本籍が筑西市の方は、死亡届の提出日の翌月20日頃まで筑西市役所（本庁市民課、関城支所、明野支所、協和支所、川島出張所）で請求できます。それ以降は、水戸地方法務局下妻支局での請求になります。筑西市以外に死亡届を提出した方や本籍が筑西市以外の方は、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先

市民課 市役所本庁舎1階④番窓口 ☎0296-24-2101

Q7 軽自動車税の対象車両と手続き窓口はどこになりますか？

⋮

A7 以下の表をご参照ください。

対象車両	お問い合わせ先
原付バイク (50cc以下、90cc以下、125cc以下)、農耕車、ミニカー、その他小型特殊車両 (フォークリスト等)	筑西市役所市民税課または各支所 (関城・明野・協和)
125cc 超のバイク	茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町2丁目1番3号 ☎050-5540-2018
軽自動車 (三輪、四輪)、ボートトレーラー	軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 つくば市島名字前野 3915 番地 ☎050-3816-3106

※上記以外の車両は、自動車税の対象となりますので、茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

Q8 所有者が亡くなり住居が空き家となってしまいます。どうしたらよいでしょうか。

⋮

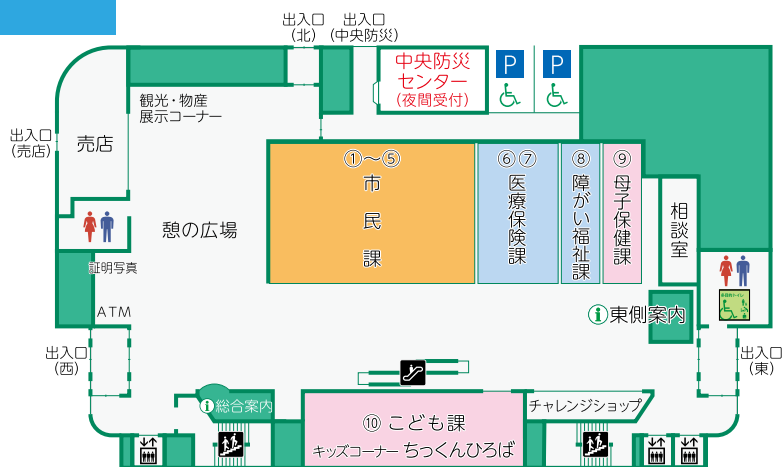
A8 所有者 (相続人含む) 等には建物や敷地を適切に管理する責務があります。相続人が複数いる場合には、誰が相続・管理するのかを話し合い、相続登記の手続きをお願いします。また、定期的に空き家の状態を確認し、補修や除草など適切な管理をお願いします。ご近所や自治会に緊急時の連絡先を伝えておくことも大切です。空き家の管理や活用 (売却・賃貸) に関してお困りの際は、各種相談窓口や空き家バンク等の支援制度をご案内しますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

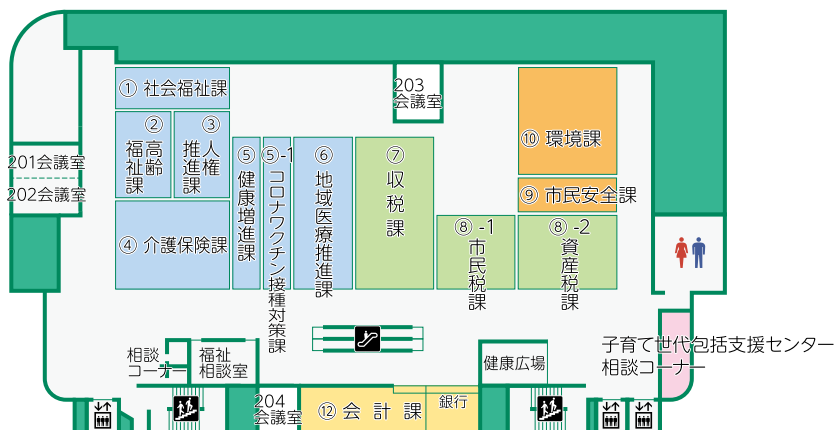
環境課 市役所本庁舎2階⑩番窓口 ☎0296-24-2130

10 フロアマップ（※おくやみ手続対象フロアのみ抜粋）

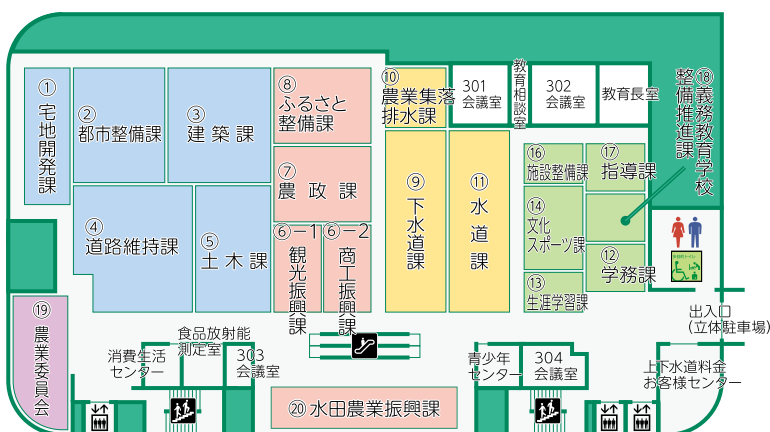
1F 市民環境部・保健福祉部・こども部



2F 財務部・市民環境部・保健福祉部 会計課



3F 土木部・経済部・上下水道部 教育委員会・農業委員会



「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！
LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェル
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート
いたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-17時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



相続手続 測量 不動産 会社登記

地域密着！創業約60年の信頼と実績



堀江潔司法書士事務所

ご相談無料

相続などのお困りごとございましたら、すぐにご相談ください。
親切・丁寧・迅速に対応いたします。

所在地 茨城県筑西市丙136番地6
(筑西しもだて合同庁舎北隣)

TEL/FAX TEL:0296-24-0234(代表)
FAX:0296-24-1434

e-mail kk-horie@ninus.ocn.ne.jp

所長 堀江 潔

開業 昭和37年

常勤職員数 10名

業務内容 相続手続／測量／不動産・会社登記

資格者 堀江 潔 … 認定司法書士・行政書士・土地家屋調査士
勝沼みち子… 認定司法書士・行政書士
稲葉 功 … 認定土地家屋調査士
松本貴行 … 認定土地家屋調査士

関連会社 株式会社 堀江測量設計



アクセス 下館駅(北口)より徒歩約7分
(筑西しもだて合同庁舎北隣)

☎ **0296-24-0234**



岡田司法書士事務所

TEL0296-26-6151
〒308-0848 茨城県筑西市幸町3丁目9番8号

亡くなった親から相続した不動産、名義変更していますか？

2024年(令和6年)4月1日「相続登記」義務化！

放置すると・・・リスクが

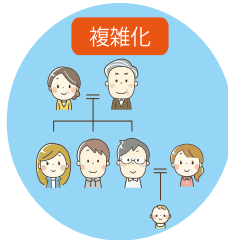
相続した不動産(家・土地)を名義変更せずに
放置すると、こんなリスクが挙げられます。



話し合いが
まとまらない



最大10万円の
違反金が課せられる
可能性も



権利関係の
複雑化



売却や担保提供が
できない



必要書類が
入手困難

こんなお困りごとありませんか？



預貯金解約・相続放棄



売却予定で急いでいる



相続不動産(家・土地)が
遠方にある

相続登記、遺言のことはお気軽にご相談下さい。
土・日・祝もご相談承っています。(要予約)

茨城司法書士会所属

司法書士 岡田 茂樹

E-mail:shigeki@s-okada.com

http://www.s-okada.com/



相続についての 全般のご相談は

私たちにお任せください



何をいつまでにすればいい？

相続税はどう調べるの？

「争続」がとても心配・・・

遺言書はどうすればいい？



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

20年
以上の
実績

他士業との
スムーズな
連携

ワンストップ
サービス

初回面談
無料

＼ お気軽にお電話ください ／

池田利毅税理士事務所

茨城県筑西市市野辺211番地1

TEL：0296-25-7505

FAX：0296-25-7506

E-mail：toshitaka@tkcnf.or.jp

税理士 登録番号 91515
行政書士 登録番号 04111852

ホームページは
こちらから



弁護士による **相続問題解決** コンサルティング



弁護士法人 萩原総合法律事務所

所長：萩原慎二（はぎわらしんじ） 所属弁護士会：茨城県弁護士会



筑西市の**相続問題**は 筑西市の**弁護士**が解決!

相続や事業継承でもめたくない方は弁護士へご相談してください



相続問題の解決手段

あなたの相続の悩みに応じた解決手段を提案します

- **相続人調査**
故人の相続人を捜すためにはどうすればいいか？
- **相続財産調査**
故人の遺産が分からない。遺産はどのように調査すればいいか？
- **相続手続代行**
故人の相続手続きを専門家に頼むことはできるか？
- **相続放棄**
故人の借金を相続しないためにはどうすればいいか？
- **遺言無効確認の事前調査**
遺言が無効かどうかやって調べるか？
- **遺産分割協議**
他の相続人と遺産を分ける話し合いをする時のポイントは何か？
- **相続財産管理人**
相続放棄をしたけど残った故人の不動産をどう処分すればいいのか？
- **遺留分侵害額請求**
相続で自分の取り分が少ないがどうすればいいか？

📍 **筑西本部** 筑西市乙828番3 SATOHビル2階

TEL.0296-48-8875

受付時間：平日9:00~12:00 13:00~17:30

休業日：土日祝日

こちらの冊子 持参の方 初回相談無料



発 行 筑西市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2022年10月改訂

このハンドブックは、広告主の協賛により作成されたものです。